

令和元年 6 月 18 日参議院文教科学委員会（討論）議事録

○松沢成文君 私は、日本維新の会・希望の党を代表して、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

現在の法科大学院を取り巻く惨状は目を覆うばかりです。

法科大学院は、社会人ら多様な人材を集めて実務教育に力を入れ、法律家に求められる幅広い教養や倫理を教えることを目指し、二〇〇四年にスタートをいたしました。しかし、司法試験合格者三千人と目標を定めたものの、現在の合格者は半分の千五百人足らず。修了者の七、八割合格という目標も、現在の合格率は何と二割程度と低迷しています。政府の計画が余りにもずさんであったとしか言いようがありません。

高い学費を払って長い期間勉強しても合格が難しければ、志願者が減るのは当然です。志願者の激減による相次ぐ募集停止で、当初の七十四校から、今や半数以下の三十六校が残るだけとなりました。政府の甘い見通しに振り回され廃校した法科大学院や、大金を投じながら合格できず人生設計が狂ってしまった学生は、政府の失策による犠牲者と言えます。また、廃校した三十八校の法科大学院に対し国庫から支出された施設費等の補助金の総額は十五年間で二百六十億円にも上り、この大部分が無駄となってしまったのです。

もはや制度設計自体が崩壊しており、思い描いた法科大学院構想は失敗だったと断ぜざるを得ません。この失敗の責任は誰が取るのでしょうか。文科省は、この大失政を国民に謝罪すべきです。

今回の法改正の趣旨は、表向きは、法科大学院教育の充実と時間的、経済的負担の軽減とされています。しかし、本当の目的は、司法試験合格のバイパスとして利用されている予備試験から法科大学院に優秀な学生を呼び戻すことにあります。そのための主な改正点は次の三点です。

第一に、法学部に教育期間を三年とする法曹コースを設置し、法科大学院の二年コースと合わせて五年間で修了できるようにする、つまり法科大学院と法学部との連携強化による教育期間の短縮です。第二に、法科大学院最終学年の途中で司法試験受験が可能となる司法試験の受験資格の変更。そして第三に、法科大学院のバイパスとして利用されている予備試験への選択科目の導入です。

これらの対策で可能な限り早く法曹養成教育を終わらせて、法科大学院修了者と予備試験合格者の両者の競争条件を近づけることにより、予備試験から法科大学院に優秀な学生を呼び戻したい。しかし、これでは法科大学院の相次ぐ廃校と入学希望者の減少に歯止めを掛けようとするだけの、既存の法科大学院を延命させるためのびほう策にすぎません。このままでは再び失敗に終わる可能性大です。

新しい社会的課題に対応するために、多様なバックグラウンドを有する有為な人材を確保し、質の高い法曹を養成しようという本来の使命を果たすためには、冷静に法科大学院の現状を分析した上で改めて法曹養成の制度設計をやり直し、抜本的な改革を行うべきです。ここに至ってなお根本的な問題に手を着けずに法科大学院を存続させることは、日本の司法の発展に向けて決してプラスになるものではありません。

そこで、私たちは、今こそ本来の役割を見失った法科大学院を廃止し、新たな法曹養成のプロセスを提言します。

今回の改正により、法曹コースへの進学者に学部三年、法科大学院一年プラスアルファで司法試験受験を認めるのであれば、大学四年を卒業してすぐの司法試験受験と年数的に変わりありません。そうであれば、法曹人材の養成は、法科大学院ではなく、大学の法学部に設置した法曹コースで四年間掛けて行えばよいのです。そして、司法試験は、法律知識だけでなく、法的素養や法的判断に至る過程などを問う内容で充実し、他学部出身者や社会人も受験できる司法試験制度に一本化すべきです。加えて、一年間に短縮された司法修習に付いて

いけない修習生が増えている実態を鑑み、修習期間を二年間に戻して、充実した司法修習へと改革すべきです。

このような、法学部の法曹コースから司法試験、司法修習という一連のプロセスの中で法曹に必要な知識とスキルを身に付けられるようにすることで、発足時から掲げられた法科大学院の理念である、点から線へ、プロセス重視、多様性、開放性、公平性に沿った法曹養成制度を実現できると考えます。

抜本的な改革を避け、法科大学院の延命を図るだけのびぼう策となっている改革案には断固反対であると申し上げ、反対討論を終わります。